

市民協働条例調査特別委員会

(平成24年11月27日)

## ○ 杉浦 貴委員長

それでは、時間となりましたので、進めさせていただきます。

小林委員、どうもすみません、申しわけないです。今から進めさせていただきます。

きょうの資料ということで、お手元のほうに、本日の資料として、前回7日の日に出されました意見、それを書かせていただいております。15条から17条、あと全般、条例の、いわゆるそのほかにもいろいろお話をした分も書かせていただいております。それが一つ。

それから、資料2として、協働条例の新旧対比のものを書かせていただいております。

あと、三つ目として、先般、考え方を文書に書いたものということで、幾つかあった中で届け出制の形というか、こんな形でどうだろうかというもの。それから、あと、促進委員会ですね、協働促進委員会の中身みたいなもの、そこら辺を書かせていただいて、お手元へ配ってございます。それが資料として三つ、お手元でございます。

それと、あと、参考資料ですけれども、後でまた議論するときに使おうと思っているんですけど、三重県がつくっています募集要項、NPO等からの事業提案の要領、これ、参考。それから、もう一つは、福岡市の協働事業の提案制度がありまして、これもまた参考資料としてつけさせていただきました。これ、また後で見させていただきます。

それで、まず、前回7日の日にいろいろ意見を出していただいたところで、11条の話というのがありまして、11条についてどうするかというのを本日は、そのまま11条を置いておくのか。

お一人傍聴の方がお見えになりましたので、よろしく。市民の方です。よろしく願います。

11条をそのまま条例として置いておくのかということ。それから、資料2に条例案を変更して書かせていただいております。16条と17条ですか、しています。それから、先ほど言いました届け出制とか、促進委員会、そのの理事者を含めて、正副と理事者でつくったやつですけれども、説明をしていただくということで、まず、資料2の条例案の変更したやつだけ、まず報告させていただきます。

16条の第3項ですかね。第3項、右側が変更前で修正したもの、見ていただいたとおりなんですけれども、市民活動団体は3番ですね、公正な運営に努めるとともに、その活動に関する情報を公開するものとするということととめてしまう。その後ろの、活動が広く

理解され、評価されるように努めるものとするというところをカットしてしまう。ちょっとわかりにくくなるかもわかりませんが、公正な運営に努めて、活動に関する情報を公開するというので、この項の情報公開及び説明責任というものに対応すると、できるのではないかとということで、正副としてはこういうふうな形でしました。

それから、17条、見直しですけれども、見直しも、自治基本条例を見て、これも少しカットした形になっています。期間ごとに検証を行うとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他適切な措置を講ずるものとする。その第1条に規定する目的を達成するに相当であるか否かとか、そこら辺のところをカットしました。当たり前っちゃ、当たり前なんですけど、要は、検証と、もし必要なら改正したらいいじゃないかという、そういうことをそのままストレートに書いたということなんです。

それが正副の案ということで、一度見ていただいて、何かご意見がございましたら。まずこの二つのところにつきましてお願いいたします。ちょっと思い出していただきながらお願いしたいと思うんですけど、資料1が前回の7日の日の、ここの16条と17条のところ、参照していただきながら直したやつをちょっと見ていただきたいなど。

16条なんかは大分意見が出まして、長くなっていますけど。

## ○ 加納康樹委員

正副のほうで取りまとめていただいた16条、17条ということで、これで折り合いがつくのであれば、それぞれ了としたいとは思っておりますが、特に16条のほうであれば、これで折り合いをつけようということであるならば、タイトル表記のところでも説明責任まではもう要らないのかなど。情報公開のみのレベルの話になってきたかなと思うので、そうしていただいたほうがいいのかという感じです。

17条に関しても、こういう形でも、特段これは影響ないと思いますので。正副のお取りまとめいただいたもので、私としては、その16条のタイトルのみをもう少し手を加えることができるのであれば、了としたいと思います。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

タイトルを少しカットして、あわせて縮小すると。説明はわかりました。ありがとうございます。

17条は、自治基本条例を見ますと、これ、一字一句を拾ってきたみたいな、17条。だから、このまま自治基本条例を使うというんやったら、このまま17条……。

○ 小林博次委員

見直してもええし、見直さんでもええし。

○ 杉浦 貴委員長

してもええですけど、やっぱりこの第1条に規定する目的を達成するのに適正かどうかというよりも、この条例が、何か不都合なことが出てきたときに、必要と認めたときに直すことができるというほうがやっぱりいいのではないのかと。細かいことも入っていますので、こっちの、確かに第1条に限定してみるような、見直しをするような考え方もええのかわからんですけど、もう少し見直す理由というか、あれを広くできるようにってことで17条もこうやって短くさせてもらいましたけど、いかがでしょうか。

てにをはとかそんなのも含めていかがですか。

先ほど加納委員のほうから、短くするというのであれば、情報公開だけで、情報公開及び説明責任というところがちょっと広過ぎるのではないかということで、こちらも情報公開ということでしたらどうだということでご意見をいただいております。

○ 豊田政典委員

16条の3項がやっぱり考えるところがあるんですけど、このままだと、修正案だと、あらゆる市民活動団体はということになりますよね。そこまで、それを理念として呼びかけるというか、定めるのであればそれでいいのかもしれないですけど、そこは必要があるのかなと。前回、議論もあったかもわからんですけど、必要はあるのかなという気がするし、例えば、限定して補助なり委託なりを受ける団体に限るのであれば、説明責任というのが生まれるだろうし、そこがちょっと曖昧かなと思うんですけどね。

○ 杉浦 貴委員長

市民活動団体はというこの中身ですな。公正な運営と活動に関する情報を公開するという、これはこれでよろしいですかね。

## ○ 豊田政典委員

例えば、僕もある団体に所属していて勝手なことをやっているんですけど、情報公開をせいと言われたら、そんな必要があるのかと思うじゃないですか。自分らの金だけでやっているのに、それも含めて定めることになっちゃいますよね、これ。

## ○ 小林博次委員

自分たちがやっておる分には、別に何をやっておろうと情報交換も要らんけど、届け出をしてやる場合は、運営補助とか、有形のものが入ったりしたら、やっぱりどんな活動をしているのか、会計報告はこんなんやとか、報告をせんならんと思うんやわな。だから、文言としては、これでええと違うんかな。届けも何もしなければ何も要らんわけやで。

## ○ 杉浦 貴委員長

正副のイメージしているのは、今、小林委員が言われました、届け出をして、それで、届け出をしておるだけでは、何もしていなければ対象にならない。

届け出をしていて、例えば、提案制度に乗ってきました。それは、市のほうが切り出してもらってきた委託業務か何かに応募しましたというようなところで、資金のやりとりとか、金のやりとりという嫌らしいですけど、それで、こうした場合において、その活動をした市民団体は公正な運営を報告せないかんというような、ここのやつをそのように書いたほうがやっぱりわかりやすいのかなというような感じで今、思っておるんですけど。

## ○ 豊田政典委員

考え方は同じだと思うんですけど、そういう金をもらって支援を受けている団体に限って。何でそんなことを言い出したかという、この条例が、広く市民協働を推進しようというもとの理念があるじゃないですか。だから、条例全体としては広く捉えているので、その流れによっては、ここの3項だけを読むと、あらゆる団体はと読んでしまう可能性もあるじゃないですか、ちゃんと書かんと。

そうやってみないこうという、みんなというか正副案なのかな。それとも限定した、今説明をいただいた、最初に聞いたかったんですけど、限定するのやったら書いたほうがええん違うかな、そうやって。

○ 杉浦 貴委員長

限定しますね、これは。

○ 豊田政典委員

それは、タイトルにしても、やっぱり説明責任という言葉を残すのがこれは自然だと思うんです、限定するのであればね。説明責任はあるんだよというね。

○ 杉浦 貴委員長

公正な運営というのは結構意味があって、公正な運営をしようと思うと、お金の出入りだとか、中身を何に使っただとか、そういうものをきちっとつくりないと公正な運営というのができないという考え方なので、情報公開も含め、それから、活動の中身も全部きちっとわかるようにするという意味を含んだ公正な運営ということなので。

○ 豊田政典委員

これはこれでええんですか。

だから、市民活動団体がと、主語の前に、何とかの市民活動団体はとしておいたほうがええんじゃないのという。

○ 小林博次委員

届け出をした市民団体とかな。それはそれでええかもな。

○ 豊田政典委員

その団体が、きちっと市民に説明する責任、義務があるよという。したらどうですかと。

○ 杉浦 貴委員長

広く誤解を与える可能性があるということですね。わかりました。ありがとうございます。

それともう一つ、情報公開と説明責任は、説明責任も入れておいていいのではないかと  
いう。

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

ちょっと今のやりとりの確認なんですけど、この条例自体は、お金を受ける受けないにかかわらず、市民協働を促進するという意味合いだと思っておるんですけども、その上で、今のお話で、届け出をした団体はという話になってくると、補助金なり、予算は伴わないけれども、こんなことをしていますよという意味で届け出をする団体もあるとすると、届け出をしている、する市民活動団体はというふうになると、予算が伴わない団体も公開するとか説明責任というふうに縛られてくるような気がするんですけど、ちょっとその辺はまた、今の最初のご意見やと仕分けをせなあかんというところなのかなと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうかね。

○ 杉浦 貴委員長

今、私、そうですかと言うて話を切りましたけど、私は、豊田委員のおっしゃったのは、届け出をし、なおかつ何らかの手続を経て、どうやって書くのは別として、市とのやりとがあった活動団体はというふうに書き直そうかなという、勝手に今思っていましたので。

○ 小林博次委員

それ、聞いていなかったんだよな。

○ 杉浦 貴委員長

確かに届け出になると、もう全部に網がかかってしまうので、すごい数になってしまう可能性があるんで、どうやって書くかはあれですけど、届け出をし、なおかつというか、届け出をして市民活動をやった団体、市の中に還元ができた団体というか、お金ですよな。そういうものについてはというふうに書こうというふうに思っていますけど、それでよろしいですかね。

○ 加納康樹委員

豊田さん、そして、委員長のおっしゃることもわからなくはないんですけども、そんなに金のやりとりがある団体というふうには縛らなくても、私として読み取ったのは、正副

案として、市民活動団体は、要するに市民活動団体ですよというぐらいの団体だったら、別に広く市民にとかいうところはカットされているので、別に市民活動団体ですので、公正な運営は当然しなきゃならないだろうし、そこの活動に関する情報を公開、関連する方々には当然公開するんでしょうしという遺伝的なものぐらいの意味、ものとするとなっているのでちょっときついのもかもしれないけど、別にそのぐらいの範囲で読み取っても、四日市市の定義するところの市民活動団体というのは、ブラックボックスじゃだめですよ、せいぜいやっていることぐらいはちゃんと、こんなことをやっていますよということはやりましょう。

これが、例えば自治会さん、地縁団体さんにおいても、別にそんなことぐらいは当然総会とかでされているわけですので、そんなぐらいの読みで、余り、私としては、それは、原案ぐらいのがちょっとしたものでもいいとは思っているんですが、そういうふうなやわらかくいこうという路線で今、折り合いをつけようとしているので、なので、3番としてはそういう、ちょっと概念的、理念的な読み方をするのであれば、やっぱり説明責任まで求めているという表現ではないような気がしたということで、冒頭言わせてもらったという、そんな感じです。

#### ○ 中村久雄委員

私も同じような感じなんですけれども、でも、やっぱり読み取れるという部分で勘違いされる方も多いので、やはり届け出をした市民活動団体はということで整理をつけていくほうが、だから、お金云々の文言はそこまで書いて、なかなか表現も難しいでしょうし、そこまで書かなくても、届け出をするということは、こういう市民協働条例ができたとき、そのときには、委託や提案や、なかっても、私らもこういうことを意図しているということも絶対あるでしょうし、それから、加納さんがおっしゃったような、やっぱりそういう活動団体、自治会でも云々の総会資料等々でこういうことをやっておくものでありますから、でも、イメージとして、市民が受け取る部分で勘違いをしないように、届け出をした市民活動団体はという形で、自分たちでやっておる分は自分たちでやっていただければいいしという部分で届け出をしたという型がいいかなというふうに感じます。

#### ○ 杉浦 貴委員長

届け出をしたという形でも、市とのやりとりがあるなしも、もうカットして、届け出を



したということではないかということですね。

○ 中村久雄委員

だから、将来的にこういうこともあるよということは、その団体も意識して届け出をしているはずですから、そういう部分において……。

○ 杉浦 貴委員長

届け出をしたら、当然ながら、そういう公正な情報公開と説明責任をちゃんと意識してくださいよと。

○ 中村久雄委員

もちろん加納さんがおっしゃるように、届け出云々じゃなくても、今の活動団体も十分こういうことは意識してやっておるでしょうしね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

私は加納さんの案に近いんですけど、近いというか賛成、そのままなんですけど、情報公開のレベルを、多分豊田委員も迷ってみえるのかなと。情報公開というのが、広く一般市民の部分と、メンバーに対しても情報公開をしていない、それができていない団体というのもあると思うんですね。僕、この16条の3項の議論、前回やったときもお話ししたんですけど、これをもとに、例えばボランティア団体なんかでも、リーダーの独善とまでは言いませんけど、リーダーが引っ張って行って、なかなかメンバーにいろんな決算とかを出さないようなところも中にはあると思うんですけど、そういうときの担保のために入れておく意義もあるのかなと思っておったんです。

だから、ここの部分は、広く市民活動団体は情報公開の義務があると。ただ、その情報公開の程度が、市民一般に、そういったボランティア団体であれば広げる必要はないんですけど、届け出をするとか補助金をもらえば、もっとより情報公開のレベルというのは上がってくると思うんですよね。あとで多分、これ、議論されると思うんですけど、市民活

動団体の届け出の場合は、名簿を公開して、年に1回報告義務があると言っていますが、つまりそれぐらい、年に1回ずつぐらい報告するだけのレベルの高い情報公開は、届け出制をする以上は出てくると。

だけど、そうじゃない、届け出もしないボランティア団体でも一定の情報公開義務、それは自分たちのメンバー間ですとか、周辺の皆さんぐらい、協力者ぐらいに広める情報公開があるんだというふうな説明で読み取っていただくといいのかなというふうに思っているので、逐条解説でそれを入れ込むというのはどうですかね。またもの逐条解説ですけど。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

ここ、そういえば、資料3の届け出制の内容にも確かに関連してくる部分がある。

#### ○ 小林博次委員

これ、12条の届け出のときに、規則はちょっとようわからんけど、例えば団体の名前とか、役員とか、予算とか、活動内容とかが記されていた分、届け出をすると思うよな。予算をどう使ったかとか、それは当然公開されるんやろうという、公開せんかもわからんけど、だから、そういうものを公開する必要があるという16条の第3項の規定やから、加納さんが言われるみたいな規定で、ざっくりとした規定で事足りるやろうなどは個人的には思うやろうね。でも、妥協をしようとする、ちょこっと言葉を追加しておかなあかんかな。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

やっぱり届け出をするということは一定のバーが当然できてくるので、ハードルを超えてきてもらわんとあかんと。そのハードルの範囲の中で情報公開、ハードルの中ではないな。それをちょっと超えるかわかりませんが、ハードルを超えてきた人たちは情報公開と説明責任を持っていただくと。

それで、届け出をしたら、あと、もうチェックも何もしないということではありませんので、そこら辺との整合からいうと、市民活動団体はと、ここで言う説明、中村さんがおっしゃった届け出をしというのでとめておく。それで十分なのかもしれないとか、私、

今、ちょっと思ったんですけど、個人的な意見なので、それか、もうつけずに、市民活動団体だけで置いておくか。つけるとすると、届け出をしというあたりのところでとめて、届け出制度のほうの中身を、もしひっかかってくるようならそっちをちょっとさわりによくというようなことでは、いかがでしょうか、豊田さん。

○ 豊田政典委員

さっき発言したとき、資料3を読んでいなかったんですけど、要は、理念的な部分と、広く団体はこうあってほしい、あるべきだというのは修正案だと思うんです。届け出団体には厳しく、細かく定めるという意味で、これが資料3のような案に修正するにしろ、条件をつければ、皆さんが16条の3項では理念的にこういうものを定めるべきだという考えであれば、別に反対をするものじゃないですから、別にというか、いいですよ。

○ 杉浦 貴委員長

原文のままでも構わんという。

○ 豊田政典委員

説明責任ではちょっときつ過ぎるなという加納委員の言う意見も理解できます。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。

資料3については、後で説明も受けながらやろうと思っておりますので。

○ 樋口博己委員

今、ちょっと理念的な方向性でということ合意できそうな雰囲気なんですけど、そうすると、やっぱり最後の公開するものとするというのがもうちょっとやわらかくしたほうがいいのかという加納さんの話に戻ってくるのかなと思いますけど。

○ 杉浦 貴委員長

公開するよう努める。

○ 樋口博己委員

努めるものとするみたいな。

○ 杉浦 貴委員長

ちょっときついですかね、するものとするというのは、やっぱりもう。そうすると、ここは、するよう努めるものとするというような、そういう努力規定的なもので、するよう努めるものとする。

そうしましたらちょっと復唱します。

市民活動団体は、公正な、ずっと行って、最後、公開するよう努めるものとするということ。

○ 加納康樹委員

もう、きりがありませんけどね。

委員長のまとめ、樋口さんの提案のようなことでいいんですけど、ただ、言葉遣いとして、そうなる文章の中に努めるが2個来るので、それがどう整理するのかだけ、ちょっと技術的なところになると思うので、そこだけ、もうこれ、正副で次回、また提案でいいと思うので、皆さんのニュアンスは大体統一されたと思いますので、表記の仕方のところだけ工夫をお願いします。

○ 中村久雄委員

だから、私は、市民協働促進条例自体が市民活動を活性化して、それがやっぱり長く続くシステムづくりのための条例やという部分で、その部分で、そういう一定の条件をしたら、市はそこへ支援をしますよということを定める条例でありますから、そこは、一般の市民活動を広くと、やはり届け出をして補助を受ける団体というのはちょっとニュアンスが違うかなという部分は感じるんですけど、だから、そういう意味で、この16条第3項の情報公開に関しては、届け出をした市民活動団体は公開するものとするというふうな、この文言でいいんじゃないかなと。そこは、この条例自体の目的が、そういうシステムをつくってそういうふうな支援をするという意義があってですから、一般の広い市民活動団体

は個々で発生していく部分だし、その人たちも、これから長く続けていくためには、やはりそういうお金がやりやすいように回る。もっとそれをさらに広げるといふ部分で市民活動条例があつて、そこへ行けるように努力してもらふことも一つはあるので、そういう部分で、届け出をしたといふふうに限定して、情報公開をしてくださいよと、するものとするといふ形でいいんじゃないかなと。やわらげる必要はないかなといふふうに感じます。

以上です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

中村委員の言いたいことはよくわかるんです。要は、それぞれの段階で情報公開のレベルが違つたと、さっき僕が申し上げたことは皆さんもわかつていらつしやるし、中村委員も同じだと思ふんですよね。

そのときの主語を、一番下といふとあれですけど、一番初歩的な市民活動団体を主語にして、まずスタートラインのところを規定する文言にするのか、中村委員がおつしやるように、ちょっと上の段階のレベルの、届け出をした市民団体の情報公開の義務を規定するのか、その段階の違いやと思ふんですよね。

私がさっき申し上げたのは、条例としては、一番下の基礎の部分を入れておいて、届け出といふのは届け出制度としてまとめて、ここで、この後議論する資料3の部分のところ、届け出制度の中に強い情報公開義務みたいなのは盛り込んだらどうかといふ思いなんですよね。

だから、もちろん市民協働条例は全体も見ていくんですけど、市民活動全体の初歩の役割なんかをだつと述べていく部分も必要なので、そういう部分では市民活動団体といふ一番下のレベルのところの情報公開を規定しておくのがいいのかなといふふうには思ふのと、先ほどの、その上で加納委員のご指摘があつたような部分でいふと、市民活動団体は公正な運営を行うとともに、その活動に関する情報を公開するよう努めるものとするといふような訂正がええのかなといふふうには思ふます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

二つというか、もう皆さんにお聞きしていった決めます。よろしくお願いします。

要は、前に届け出をしというのを入れるべきだという方は挙手をお願いします。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

前につて、ごめんなさい。市民活動団体ということではなくて、届け出をした市民活動団体はとすべきではないかと思われる方、挙手をもし。

(賛成者挙手)

○ 杉浦 貴委員長

お二人だけ、3名。

そうすると、市民活動団体でいくと。ただし、届け出制のところ、そこら辺の、今、ちょっと懸念されている部分は、届け出制のルールを決めるところに重きを置いて、そっちできちっと見ますよというようなことで、先ほど言わせていただいたような形で16条をさせていだいてよろしいでしょうかね。

○ 小林博次委員

ここ、結論はもう決まった。

○ 杉浦 貴委員長

結論は、もう一遍ちょっと言わせていただきますと、三つ目、市民活動団体は、公正な運営を行うとともに、その活動に関する情報を公開するよう努めるものとする。これでどうですかね。行うと努めるということ。右側も行うとなっておりますよ。

○ 小林博次委員

右側の16条の3項のほうが、実際には、運動としては市民に、情報公開はもう当たり前

のことで、何をやっておるのかということを広く市民に知らせるという義務を負うほうが、実際には、条例としては親切なんやけど、余り身近になり過ぎるとわかりにくい。

○ 杉浦 貴委員長

これは、参考にしたのは、前回のときに、おまえ、長過ぎるやないかという話があつて、もうちょっと何とかならんのかという話からこうなっている部分がありまして……。

○ 小林博次委員

そうでしょう、でも、前文はそうなんや。縮めてきておるんでね。それはそういうことなんやけど。

○ 杉浦 貴委員長

いやいや、この3条、古いほうで公正な運営を行うというのは、これは本当にすごいい言葉で、いろんなこともいっぱい含んでいるので、公正な運営をすれば広く理解もされますし、公正な運営をすると、いろんな評価もよくなってきますのでね。諸表を出してきますので、外へ。

だから、そういう意味でいうと、公正な運営をきちっとするというので市民に理解されたり、評価をされるということを担保できるのかなというふうに私は思ったんですけどね。それはちょっと苦しい説明になるかな。

○ 芳野正英委員

前回もその話があつたのと、評価まではちょっと厳しいですけど、確かに市民には理解はされないかんですけど、それは第5条で、市民活動団体の役割の中に、その活動が広く市民等に理解されるよう努めなければならないという文言があるので、そことの兼ね合いで、理解をたしか削ったかなという気が、前の議論のときにあつたかなと思いますので。

○ 杉浦 貴委員長

5条も絡んでいましたかね。

○ 芳野正英委員

5条も絡んでいて、理解されるという部分があるので、たしか理解と評価を消したんだったかなという気がします。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

たしかそうですね。5条の関係との絡みでもありましたですね。

これ、どうでしょうかね。もとへ戻すというか、長いのもどうやという。

○ 小林博次委員

いやいや、もう撤回しておく。

○ 杉浦 貴委員長

撤回でよろしい。

そうしましたら、先ほど申しました第3項もこれで行かせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 杉浦 貴委員長

あと、項目の標題というか、情報公開ということによろしいですかね。おっしゃるように、説明責任というところとちょっとえらいかなという感じは確かに。

○ 笹岡秀太郎委員

とりあえずここで一遍成文化してもらって、読み上げてもらったほうがええかもわからないな、混乱してくるで。

○ 杉浦 貴委員長

頭から行きますよね。読みます。

情報公開ということで、16条、1項はそのままですね。

2項はそのまま。よろしいですね、それで。



3項、市民活動団体は、公正な運営を行うとともに、その活動に関する情報を公開するよう努めるものとする。

ちょっとここら辺、直すかわかりませんが、意味は一緒のようにしますので。

それでは、修正した16条の3項はもうこれでよろしいですかね。

(異議なし)

○ 杉浦 貴委員長

それと、あと、17条のところなんですけど、最後のページですね。これは、先ほども申しましたけど、17条を、自治基本条例を引っ張ってきたら、この右側のやつはそのまま、一字一句変わらず持ってきたやつです、長いほうが。

前回も、これ、長過ぎるんと違うかみたいな、それだけではないですけども、17条が。それで、はしょったといたらあれですけど、少し短くしたということなんですけど、要は、右側の古いというか基本条例は、この条例が1条に規定する目的を達成するのに適正であるかどうかというのを検討する、とともにということなんですけど、それを入れるかどうかということなんですけどね。

○ 小林博次委員

簡素化しても意味が一緒やから、簡素化しておいたほうがええ。修正案でもええやん。

○ 杉浦 貴委員長

そこを、検証を行うとともにというふうに大きな意味合いのあれにしたんですけど。

○ 小林博次委員

基本条例のときは、市条例の上位条例になるので、少し文言がかたくてわかりやすい日本語ということをやったのでこんな感じになったと思うね。

○ 杉浦 貴委員長

かなり細かく、規定するところは消したりしていますけどね。

これはどうでしょうかね。検証を行うとともにと、これがちょっと軽過ぎるんではない

かという感じも自分では、正副ではしているんですけど、もし何かいい言葉がほかにあるということでしたら、それも教えていただきたいんですけど。

○ 小林博次委員

なかなかええ言葉がないんだよ、これ。検証でええ言葉やったら、もっと簡素化すると、わからんようになってしまう。

新しい市民運動をどんどんやりましょうやと。それから、4年に一遍ぐらいはどんなことをやっているのか検証して、条例が合わんのやったら合うようにしましょうと、こういう見直し規定やから、これでええの違うかな。余りわかりやすく書いてしまうとわからんようになるし。

○ 杉浦 貴委員長

部長、何かない。

どうでしょうね。特に積極的な変更とか、反対とか、そういうのはございませんでしょうか。

○ 中村久雄委員

これで全然いいんですけど、国語的にちょっとひっかかる部分がともという言葉。ともというのか、検証と何かがあってともになるのか、検証を行うとともに必要と認めたときというのは、検証を行って必要というやつやから、これ、検証を行い、必要と認めたときのほうが、というふうな日本語的な流れはいいんじゃないかと。

ともというの、何かほかの、また別の意味があってやけど、検証で見直しがあるわけやから、検証していく、そのまま言うておるやつやからというふうなことをちょっと感じました。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

これ、今の言葉に変えると、期間ごとに検証を行い、実施しとか、必要と認めたときにはというふうに変えるということですか。

○ 中村久雄委員

はい。

○ 杉浦 貴委員長

そういうことですね。

ほかにございませんでしょうか。

(なし)

○ 杉浦 貴委員長

そうしましたら、先ほど中村委員のほうから、こちらのほうがいいのではないかということを出されました、期間ごとに検証を行い、必要と認めたときには、条例の改正、その他適切な措置を講ずるものとするという、そういう言葉に修正をさせていただけたらと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、17条は、検証を行いということに変更させていただいて、これでコンクリートさせていただきたいと思います。

それでは、ちょうど時間、あれになりましたので、半まで休憩をさせていただきたいと思います。

14 : 19 休憩

---

14 : 31 再開

○ 杉浦 貴委員長

もう時間になりましたので、まだお見えになっていない方がおみえになりますが、進め

たいと思います。

前回の意見の中というか、意見をずっとしていく中で、11条と15条の関係も出てきまして、11条を整理というか、どうするのかというのを一遍叩きましょうということで、それをきょう、委員会でやりたいなと思っております。

11条というのは、計画の策定ということで、総合的かつ計画的な促進を図るためということで、計画をつくりましょうという、定めるという、市長が。

2項として、市長は会議を開催すると、計画を定めるに当たって会議を開催するものとするという。本当にこの会議が、いわゆる15条の委員会とどうなのかとかいう問題とか、それから、促進の計画、これ、どんなものなのかとか、いろいろ案というか考え方が出てくるわけですが、私はもう、私案というか、正副案としてはというより私の私案としては、11条は削ってはどうかという、全体を削ってしまう。要は、促進計画というものが不要ないとは、ちょっとなかなか言い切れない部分はあるんですけども、書いてある以上、やっぱりつくらなくてはいけなくなりますし、要は、計画をつくらなくても、行政のほうでいろんな事業の計画なり何なりを切り出して大半のものが出されてくると、事業計画として。

それと、提案制度、市民が出してくる、届け出をした市民活動団体が出してくる提案については、これは市のほうで、またこれもテーマを決めてやるのか、市民のほうがある程度ポジティブに出してくるのかわかりませんが、そういう計画というものとはちょっと違う面があるという、そういうようなこと。

それから、2個目の会議をつくるというようなことからいうと、確かに促進委員会ですか、15条で決めている委員会との役割の分担だとか、一緒にできやんのかとか、何をやるんやというような、そういう新たな問題も出てくるようなことをございますので、両方とも、この11条がなくてもというよりも、ないほうがすっきりするんじゃないかというようなことで、ちょっと乱暴かも知れませんが、カットしてはどうかという提案をしたいと思っております。それについてちょっと議論をお願いできたらなというふうに思います。

いかがでしょうかね。これ、結構重たいというか、やることが計画の策定と、会議をするということなので、これ、二つ、もしやるとなると、中身もきちっと決めていかないとイケませんので、相当なボリュームになってくるとは思いますけど、いかがでしょうか。ちょっと乱暴過ぎますかね。

○ 加納康樹委員

今、委員長のほうからのご提案ですけれども、個人的な思いとしては、ベタ折れになっているんですが、折り合いをつけるという精神に基づくと、委員長のご提案の後段2項、促進委員会との云々というところのご懸念があつての会議というところまではというところは、百歩譲って賛同してもいいのかなと思います、やっぱり促進計画ぐらいはつくらせておいたほうがいいというのが私の思いです。

○ 杉浦 貴委員長

なるほどなるほど。ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

ちょっと先走っているかもしれないんですけど、資料の3の2ページ目の市民協働促進委員会の位置づけのところには市民協働促進計画の策定というふうに書いてあるんですね。委員長のおっしゃる意味が、条文上は外して、こういう15条の市民協働促進委員会の中に盛り込むという部分なのか、もうその計画自体をやめてしまうのかというのはどういう思いでおられるんですかね。

○ 杉浦 貴委員長

まだちょっと、③の資料、これ、何もオーソライズされていない。要は、行政のほうでもオーソライズされていないし、2人の意見とかごちゃ混ぜになっておった状態なので、この中身は何も拘束力はないということなので、今おっしゃった計画なんかも別につくってもええよなど、こちらのほうで。評価もし、いろんな協働の活動全般に関することを見るということからいうと、全般について計画、粗いものでもつくってもいいかなというのは個人的には思っていますけど、全然コンクリートされたものでもないし、オーソライズされていないので、やっぱり11条でつくるべきではないかということであれば、ここでつくるべきだというような意見で、そういうどっちだとかいうようなことで言っていたいなというふうに思います。

○ 芳野正英委員

ありがとうございます。

そうすると、やはり、この協働条例だけでも、大分新しい制度の種みたいなのがこの条例の中には入っているので、そうすると、やはり市長側で計画をつくって、より実効性、具体的な施策というのをそこで計画として盛り込んでもらえればなというふうには思っているのですが、私も、やはり計画づくりというのはあってしかるべきかなというふうには思います。

その2項は確かに、私は、その前に、2項の部分と15条の委員会をまとめたかどうかという提案をさせていただいたんですけど、これは、要は市民文化部なりの部局として、理事者として、外部を呼ばずに、まずは市でつくらせてくださいという部分があるのであれば、もうそこはしかるべきようにどうぞというような感じですので、別に2項を外してもいいとは思いますが、1項の制度設計は、計画としてやっぱり出したほうがいいかなというふうには思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 山口智也委員

出たところ勝負で、事業が上がってきたらそれをやるというのではやっぱりいけないと単純に思いますし、そのまま重点的な課題とか分野というのがあると思う。例えば、介護であったりとか、そういう大枠みたいなものを、事前に事前計画を立てておく必要はあるので、この計画の文言を明確に示しておいたほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども。

○ 杉浦 貴委員長

2項の作成するに当たって会議を開催するという、このあたりはいかがですかね。

○ 山口智也委員

ちょっとまだ具体的にイメージができません。実際会議とか行わなければできないわけですが、それは別に削除してもいいとは思いますが、計画というのはやっぱり定めておかなあかんのかなというふうに思いますね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

いかがですかね。やはり11条を丸々削除するというのはちょっと乱暴な感じがしますね、やっぱり、今お話を聞いていますと。

○ 川村高司委員

この計画の策定というところで、ちょっと私自身もますます迷いが生じるというのが、本来、行政がやる施策というのは確実性が求められるとは思っています。要は責任の所在が明確になっているべきであって、ところが、公募か、どういう形になるのかわからないですけど、届け出があるないとか、不安定要因が生まれることを、事前に計画を立てて、なかったら、じゃ、行政サイド直営でやるとか、本来行政サービスというのは、もう確実にやるべきことを、これで計画があるから、これはもう市民団体にアウトソーシングしなければならないものなのではないかというような意味合いの計画になってしまうのか。

そうすると計画ありきで、でも該当の市民団体がなければ、じゃ、後追いで直営という話になるのかという不確定要因が行政の施策にあっていいものなんだろうかというような素朴な、だから、本来行政サービスというのは確実にやられるべきであるがゆえに、計画、その辺の私なりの解釈はちょっとできていないという意思表示で。

以上です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

市民協働促進計画とは一体何やという、そういうことですか。

○ 川村高司委員

そうです。そうって決めたらやらんならんのか。

○ 杉浦 貴委員長

何を決めるんやという話ですかね、中身。

この辺、どうですか。

○ 芳野正英委員

これはそれぞれのイメージがあるのかなと思うんですけど、私が考えているのは、個別の、例えば業務委託をどうしていくか。業務の洗い出しをして、それを市民協働でやってくるかという、一個一個の業務の洗い出しというよりは、市が、こういう条例できたことによってどういう市民協働施策を打っていくのかと、この10年でというようなイメージなんだと思うんです。

だから、前に議論した、例えば基金をつくるかどうかという部分も、じゃ、例えばこれ、条例ができました。25年から施行しますというときに、25年度中に、じゃ、基金を検討して26年からスタートしますとか、そういうような具体的な市民協働に係る施策の洗い出しとか、10年スパンでどういう形の市民協働をやっていくかという工程表みたいなもののイメージで僕は市民協働促進計画というのを考えているんですけども、また皆さん、それぞれで違うかもしれませんが、私の計画というイメージはそういうことなんですけどね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

この計画って、やっぱり長短とかいうような感じで作るんですかね。僕も余りイメージがようわからん部分もあるので。

○ 芳野正英委員

例えば、短期的にもうすぐできる市民協働のあり方と、長期的な部分で、今回のいろんな議論の中でも、行く行くはとか、長期的にこういう部分に持っていったらみたいな話もありましたけど、そういう整理をして、1年でできるものもあれば、3年ぐらいかかるでしょうというものもあるし、例えば、活動拠点の整備なんかも、どこまでの整備をしていくかみたいなものも基本的には考えていかないかんでしょうし、例えば、なやプラザ自体やって、あの建物だって、あと20年たってくると建てかえという可能性も出てくると。じゃ、そういうのをどうするんだとか、そういう長期的な部分も視野に入れながら、全体の施策の中で、これは短期的にやっていきましょう、これは長期的ですねというような割り振りをしていくことがこういう協働促進計画かなというふうに思うんですけども。

○ 杉浦 貴委員長



ありがとうございます。

いわゆる環境整備的な拠点のとか、それから、基金の中身なんかも徐々に、計画の中に、例えば1年幾らで総額はどれだけで、5年間で幾らになってとか、伸び率をどうするだとか、そのような数字みたいなものというのも入ってくるんですかね。入れやんと、何も数字が入っていないというのでは、やっぱり何やようわけがわからんという話になるので、どうしても数字というの必要になりますよね、それは当然。どれぐらいの規模なのかわからへんようになってくるので、その辺ところというのほどないにイメージ。

#### ○ 加納康樹委員

委員長がお悩みのようなので、一般論的に行政のつくる計画とはというところで、部長ないし次長あたりからしゃべってもらいたいと思いますけどね。

#### ○ 杉浦 貴委員長

なるほどなるほど。グッド助け船で。

#### ○ 佐野市民文化部長

川村委員がおっしゃったように、私もこの計画って、ばくっとどんなものだなというのがイメージが湧かないところがあります。といいますのは、一つは、市民協働を行政と市民が進めていくという中で、行政は、行政ができることをつくるのが計画なんですよね。行政が、何年までにこういうことをやりますからこれはこういうふうに行っていきますというふうなことを、委員長が言われたように、必要があれば、そこにお金も絡めた格好でつくっていくものが市の計画でございますけれども、市民に対して、こうしてくれ、ああしてくれというそういう計画というのは、余りつくるようなことは、川村さんが言われたように、そんなことはないだろうと。

だから、あくまでもここで作るのであれば、市が実施する市民協働に必要なそういう施策というものをどういうふうに行き展開していくというふうなことをつくるのが計画だろうというふうに思います。

その計画と、例えば15条のほうでご議論をいただいた、いわゆる市民協働の審議会であるようなことを審議していただくわけですね。これとどうリンクさせるのかなということを考えると、私は、これは私の個人的な考えですけど、市民協働という分野においては、や

はり話し合いというか、みんなで、関係者が協議をして、こうやっていこう、ああやっていこうということで進めていくものであって、市がばちっとした計画を定めてやっていくものではないような気がしますので、ちょっとこの計画というのは、せっかく振ってはいただきましたけれども、私もよう理解できておりませんので、申しわけございません。

○ 杉浦 貴委員長

ようわからんというお答えだと思うんですけど、ただ、市として、市民協働に関連して、これをやらなあかんということについては計画も立ててということですね。

ただ、それは議会と相談しながらこうやっていくようなイメージになるんですかね。

○ 佐野市民文化部長

さっき申し上げたように、第15条との関連で、15条は、それこそ市も多分この中に入っているんだろうと思うんですけど、市民協働促進委員会というところで、理屈としては、これは市長の諮問に応じというふうに書いてございますけれども、具体的にというと、何か、どうやっていったらええんやろうということを知って、こうやっていったらええんやないかということを知って決めていく場だというふうにするんです。

ここの兼ね合いと、それとは別に、市がそんな計画を立てて進めていいものかなというのが、ちょっといま一つ、私の腑に落ちていないところなんです。通常ですと、何か目標があって、そこに向けてずっと体系的に、市が何年時にはどういうことをやっていきますというのをきちっと決めていくのが市の計画だというふうにするので、総合計画にしる、いろんな計画は皆そのようにできています。

ただ、市民協働という以上、川村委員がおっしゃったようにばくっとまだしていませんよ。協働する相手も定まっていませんし、協働する内容も定まっていません。それを、今後、どうやっていこうかということを知合っている中で、具体的に予算の枠とか、それから、拠点施設をどうするのかということを知合の形でうたい込んでしまっているものかどうかというあたりが、ちょっと私、自信が持てませんのでわかりませんと申し上げた。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

## ○ 豊田政典委員

今の総合計画の柱が、行政からの説明で新しい公共というコンセプトは示されているわけです。つまりは、市民協働、官民共同というのは一つの柱として我々に説明があったし、それを議決してきたんですけれども、であるとするならば、当然のように数値的な目標を組むこういった計画がなければいけないと思うんです、行政としての。だから、総合計画は可決されて始まったけど、なかなか市民協働は進んでいないねというのが私の印象なんですけど、それが新たに、この条例を契機にどんどん進めていこうぜというときには、やっぱりあるべき将来の数値であったり、姿というがあるので、そこに向けて、一番いいのは推進計画とかあればいいんですけど、そこまで求めるのが厳しいのであれば、せめて10年後の姿を計画として定めておいて、そこへ向けて1年ごとにやっていって、それを検証していくというそんな流れをつくらなきゃいけないと思うんですよ。

だから、当然その計画があるべきだし、ただ、イメージとしては、芳野さんの言われる拠点とか基金だとかいう、そういう具体的なやつが中心ではなくて、むしろ、どうしても外部委託に頭がいっちゃうんですけど、外部委託の数字目標であったり、あるいは市民の意識であったり、こんなような計画が必要なんじゃないかなと思うんですけどね。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

私もようわからんけれども、やめてしまおうかというのは本当にちょっと乱暴やったかわかりませんが、15条のこの委員会のほうで、私の場合は15条のほうで、委員会がつくるわけですね。どっちかという、促進委員会がつくってというあれなので、全然仕組みが違うので、これは市がつくるというふうになっているので、そのところがもう全然違うのであれですけど、ただ、豊田さんがおっしゃったそのとおりで、新しい公共というのは、もう大分前から考え方としてはスタートしているんで、市としても、行政としても、やっぱり準備というか、考え方の積み上げをやっぱりしてきているんだと思いますけれども、やはり非常に難しい考えというか、計画というのはどういうふうに立てたらええのかというのは、やっぱり僕も全く賦になかなか落ちてこないんで。

## ○ 豊田政典委員

憎まれ口を今から叩くんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

どうぞ。

○ 豊田政典委員

総合計画のときの新しい公共という言葉であったり、また、市民協働、市民団体を育成するとか、そんなのはいろんなところに出てきていると思うんです。我々に対しても、議会に対する説明でも。それは全然できていないじゃないかという発想が一つあると思うんですよ、この条例をつくろうよというところでも。

促進委員会をつくって、そこは何かを検証するとして、何もなしに、計画なしに検証せいと言ったってできへんし、憎まれ口というのは、言葉は掲げているけど、計画的にやらないと、四日市市はやらないです、今までどおり何も。それで、計画がないのに検証せいと言ったって、そんなものできるわけがないし、計画があって、数値目標があって半分はできたねとか、100%はできたねとかね。そういう検証サイクルをつくっていかないと今までと変わらないのではないかという意味でも、数値を含んだ目標が要るんじゃないかなと思うけどな。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

確かに、計画を立てる以上は絶対に数字が要ると。数字のない計画みたいのは立てても意味がないので、それやったらつくらないほうがいいということからいうと、先ほどからなしでもいいという方は1人もおみえになりませんので、当然計画は要ると。それで、計画をつくるについては、何を中身としてピックアップするというか、それで数字も、つくるとすると何を引っ張ってくるのかというようなところあたりが、申しわけないけど、私もようまだ見えないというか、わからないというか、そこら辺のほうへ入って……。

○ 加納康樹委員

ですので、以前に他市の協働条例に関するところのピックアップはしたことがあるので、ちょっと私もそこから先のところまでは整理ができていないんですけど、条例があるところで、推進計画を持っているところが幾つ、どんな割合であって、どんなような内容の推

進計画を、立てているところはやっているのかというのをちょっとお手間していただいて、次回のときにお示しをいただいて、イメージを湧かせたほうがいいような感じがしていますが。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

幾つかのところ、ちょっと調べます。ほとんどのところが行政主導でつくられていて、市民からやっているのは四日市だけという状況ですので、本当にちょっと珍しいパターンで進んでいますので、その分、こんなことを言うと怒られると思いますけど、行政のほう为主导して、きちきちつくられているのではなくて、ちょっと遠くから眺めながら、ドライやなと思いながら行政の方が見ていただいているところから、こんなんはどう、こんなんはどうという質問が出るというような感じになっていると思いますので、お互いにまとまりがつかずにうろうろしながら動いているような状態なので、計画なんか、ひょっとすると数字なんかも出て、何を計画として上げているかとか、そういうのがわかると結構見やすい感じになるかわかりませんので、ちょっと調べてみるようにします。

それで、詳しく、もしわかるのであれば、掘れるところがあったら掘っておくというような感じでさせていただきます。

11条についてはとりあえずこのあたりで、きょう、しました資料3の説明を聞いていただかんと、せっかくきょうやった意味がありませんので、11条については、次回また、他市のあれも含めて報告させていただきます。きょうはここで打ち切らせていただいて、資料3について行政のほうから説明を。

## ○ 山下市民生活課長

市民生活課長の山下でございます。

資料3につきましては、委員長といろいろ打ち合わせをさせていただいた中で、たたき台という形で書かせていただいております。

それで、届け出制については、まず、目的として社会貢献活動を行っている、これまた議論をしていただかないと、または行おうとする団体も含めてはどうかというようなこと。それについては、当然市民団体を把握して、それを公表することによってそれぞれの団体間の交流を深めたり、ネットワークづくりが進むんではないかなというようなことと、行

政との連携も深まるのではないかというような目的としておりまして、それで、届け出をした市民活動団体については、当然いろんな要件が出てくるとは思います。要件を満たせば、委託とか補助金の交付なんかは、協働の提案の申請とか、こういったものができるよというところが目的として、届け出の要件にしましては、まず一つ目は、NPO法人の取得をされている団体、もしくは、ただ、NPO団体については、市内で活動をされている団体ということですね。

それと、もう一つ目は、任意の団体で、次の6項目を書きましたが、これの全てを満たしている事業を行う、もしくは、これは行おうとする団体ということで、一つ目は継続性、公益性の高い社会貢献活動であるということ。それと、5人以上の会員で構成する事業であると。

それと、簡易事業計画予算決算を示すことができる事業。

4番目として、宗教、政治活動を目的とした事業でないこと。

5番目として、公の秩序、または、善良の風俗を害する事業でないこと。それと、法令、条例等に違反する事業でないこと。この6項目を満たした団体については届け出の要件とするという形で記載させていただいております。

それで、届け出の方法につきましては、定めた申請書にて、随時市のほうで書類審査をして、確認を行うと。届け出で確認をしたやつにつきましては、名簿の公開ということで、市民活動団体の名簿を作成しまして、年1回、先ほど、これまた議論していただきます市民協働促進委員会に報告をするということと、広く公開ということで、ホームページ上に記載したり、あとは冊子をつくって配付したりと。

最後に、届け出の例外といいます。これも十分議論をまたいただきたいというふうに思いますが、まずは提案のもの、今回、地縁による団体、いわゆる自治会とか老人会、婦人会とか、地域による一定の区域内で活動をしている団体についての扱いですね。これを除くか除かないかということの提案をここでさせていただいております。

資料3につきましては、以上でございます。

## ○ 杉浦 貴委員長

この市民協働促進委員会、これについても、もう皆さんのお手元にあるので。

## ○ 山下市民生活課長

わかりました。

そうしましたら、引き続きです。2番目でございますが、市民協働促進委員会につきましても、これも委員会の位置づけということで、①から⑤に記載をさせていただいておりますが、これ、十分またご議論をいただかなあかんというふうには、確認しております。

特に③の補助金交付団体交付額の決定などの運用に関する審査を行うということになりますと、この辺のことについて、どこまでするのかせんのか。本当に、市としての諮問機関として促進委員会がするのか。別に諮問機関、付属機関ではなくて、違う機関として設置をするのかというようなことも含めてご議論いただければなというふうに思っております。

組織につきましては、委員が10名以内で、構成は学識経験者や支援による団体の代表、市民活動団体の代表、その他市長が認める団体というようなことで、組織については、よくあることですが、部会もつくることのできるというようなことは一般的な内容として書かせていただいておりますが、この部分については、十分ご議論をいただければありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

1ページ目が届け出制度、それで、2ページ目が委員会。いずれも何もオーソライズされていませんし、どうにでもなるような状態ということでご理解いただいたらいいかと思えます。

ただ、届け出のほうについては、できるだけ広げるというような意味から、社会活動を行っている団体、または行おうとする団体も可能にしたというようなことがございます。

団体、市民活動団体の届け出制から議論を進めていきたいと思えます。

この二つ以外に、あと、いわゆる基金なんかの制度の話も前回、出ておったと思うんですけど、基金についても本当にこの委員会の中でやっぱり決めないと、行政のほうも意見もなかなか出し切れないようなところもありますので、それはまた別途にさせていただきますけど、一応届け出制と、委員会と、基金のあり方というか、内容というか、どんな基金にするんやというのが、結構お金の、今、予算化をしたり、支出したり、そこら辺のところ結構ややこしい部分もあるみたいなので、基金の形をはっきりするというようなこ

とも、また別途に議論をさせていただきたいと思います。

そうしたら、まず、届け出制ということでざっくりと見ていただいて、ご意見がございましたらぜひともお願いをいたします。要件のところとか地縁団体の位置づけ、五つ目。それから、目的の、行おうとする団体も届け出オーケーみたいな。

#### ○ 芳野正英委員

これ、12条のところでは議論をしたので、制度の大枠については、そういった議論が反映されておるかなと思うんですけど、これ、規則で定める部分の骨格になってくると思うんですけど、そうすると、届け出の取り消しというか、そういう部分のこともちょっと考えておいたらどうかなと思ひまして、年1回の報告なんかを、例えば2年ぐらい怠っている場合は届け出をこちらのほうからできるという、取り消しができるというような部分も少し入れておいたらどうかなというふうには思ひます。

あと、要件の②番の任意団体の要件ですけれども、確かにNPOとかと同等ぐらいのレベルの任意団体でということになるのかなと思うんですけども、会則、事業計画も必要といえは必要なんでしょうけど、会則はともかくとして、計画とか、年度の予算を立てているところがあるかどうかというのは若干ハードルが高いかなと思うけど、逆にいうと、それぐらいハードルが高くないと届け出もできんしなというふうな、今迷いがあるところがありますけど、こういう形でもいいのかなとは思ひます。

#### ○ 杉浦 貴委員長

6項目ありますよね、②。4、5、6って、これもそうやろうなど。1、2、3のうちのそれぞれか、ひょっとしたら足りやんのかもわからんし、ひょっとしたら多過ぎるのかもわからないという、そこら辺をちょっと、届けの要件のところでは違う観点があるのと違うかとか、その辺がアイデアみたいな、いただくに非常にありがたいかなというふうに思ひます。取り消しの方法はないとあきまへんな、これ。ふえる一方になってしまうので。

5番目の地縁団体の位置づけというのはいかがですかね。

#### ○ 豊田政典委員

5番が手続を不要とするというところに疑問を大きく感じるんですけども、その前に、ここに書いてある一番下の行に、地縁団体で自治会以下何とかかんとかって書いてありま



すやんか。行政に聞きたいんですけど、市民文化部に、自治会の要件ってあるんですか。これ、ないと聞いているんですけど。

#### ○ 山下市民生活課長

要件といいますか、一定の区域に住んでいる方においてはそこの自治会に加入することができるという感じで、区域というのに要件があるかということ、行政的にこれだけの区域なけなあかんとか、そんなのは基本的にないんですが、ただ、一応一定の法人化をしようと思うと一定の枠ですかね、エリア。エリアというのは一応定まっていない、固まっているという区域内に住んでいる方の一応相当数が入っている場合は自治会という形で法人化のルールはそうなっておりますね。

#### ○ 豊田政典委員

でね、手続不要とするということは、自治会にしろ、老人会以降全ての団体がそうなんですけど、どこかで別のところでフィルターをクリアしているからというのならわかるんですけど、そういうのってないですよ、あるんですか。(2)の②の6項目のようなことが、市が認定しているとしたらですよ、自治会とか。別のところでもう既に審査じゃないけど、条件をクリアしているから必要はないという、これは市は、行政は、その流れがよくわからない。

#### ○ 山下市民生活課長

これ、そんなに深く掘り下げたわけじゃございませんので、一般通念上、今まで自治会とか婦人会というのは、誰が見ても大体そのエリアの自治会さんというのはわかるという形で、その活動というのは、予算決算にしても、多分総会かそんなので、通念上やられているだろうというような意味合いで、その部分については除いたらどうかなというあれで、別に除かなければいけないということではございませんので、そんなに深く掘り下げてしておりませんもので、申しわけございません。

#### ○ 杉浦 貴委員長

オーソライズされているものではないので、方向的には。

○ 豊田政典委員

そんな建前を聞いているんじゃないくて、自治会にしろ、自治会はちょっと違うかもわからんですけど、老人会、婦人会に、市がどこかの場面で事業計画を出してくださいなんていうことはしていないでしょう、多分。でなければ、この届け出制を設ける場合に、その手続はやはり必要なんじゃないかということが言いたいわけです。自治会やからいいじゃないか、老人会だからいいじゃないかと甘やかしてはいけないという。

○ 杉浦 貴委員長

そういうことですね。要は、自治団体も届け出、だから、この6項目を守らせようということでしょう。

○ 豊田政典委員

そうです、そういうことです。

○ 杉浦 貴委員長

という意見が出ております。

○ 芳野正英委員

まず、私も前提でお聞きしたいんですけど、自治会の法人化ってあるじゃないですか、例えば集会所を所有できるとか。あれは、法人化というのはどういう法人なんでしたっけ、自治会を法人化する場合の組織というのは。

○ 山下市民生活課長

法人化といいますのは、自治会の法人化については、難しく、もとの自治会と法人化した自治会が変わるということではなくて、あくまでも不動産、要するに土地、建物を登記ができるためだけの法人でして、それ以外のことに関しては、基本的に法的に何も変わらないというのが基本的なスタンスで、あれの法人化って、あくまでも土地の登記がその自治会名でできるというものでつくられたものですので、法人化にしておる自治会と法人化していない自治会が違うのかということ、基本的には変わらないというふうに考えています。

## ○ 芳野正英委員

法人化するときの要件というのもないんですけど。何法人ってなるんですか、その場合は。地縁法人でしたよね、たしかね。その要件って何でしたっけ。

## ○ 山下市民生活課長

先ほどもちらっと申し上げましたが、まず区域を定めなければいけません。自治会の法人化するための区域をきちんと定めると。その中のエリアの中に住民が住んでみえる方の相当数が自治会に加入をしていないと認めていないと。相当数って過半数だと思いますが、これは成人だけではなくて、子供さんも含めて相当数という言い方、そういう二つの要件。

それと、さっき申し上げました、その自治会が登記すべきもの、不動産を持っているという要件があれば法人化ができるという形で、当然のことですけれども、それは総会で議決をされたものということでもあります。それが私どものほうに登録をされて、毎年毎年、会長がかわれば届け出を変えてもらおうと、そんなような形になっております。

以上です。

## ○ 芳野正英委員

私もこういう地縁団体というのは、こういう市民協働ができる前のもっと前からある組織なので、今さらこれを、市民活動、NPOとかと同じように届け出をするのかという確かに異論もあるんですけど、今、そうやって地縁法人というような形で、今までは任意でやっていた自治会も、そういう建物を持たなあかん、土地を持たなあかんという部分での法人をしていかなあかんという意識が高まってきているので、私も豊田委員と同じように、手続を要しないものとするというよりは、協働事業をやるとか、補助金を、交付を受けるためには届け出をしてくださいというような呼びかけはしていったほうがいいのかと思いますし、実際の6項目でいうと、ほとんど自治会でいうと満たしておるのかなと思うんですよ。会則や事業計画とか、予算、決算がありますから、5人以上の会員であるし、社会貢献活動ということですので。

だから、そういう部分で、ハードルはそんなに高くないので、市民活動、一緒に協働するための届け出をしてくださいというような呼びかけをしていったほうがいいのかなと思いますし、逆に、子ども会なんかは、会則とかがあるところもあればないところもあるし、総会みたいなのをしていないところもありますから。

○ 杉浦 貴委員長

なくなっているところもあるしな。

○ 芳野正英委員

なくなっているところまでもありますから、そういう点では、組織のガバナンスを高めるという意味でも、こういう届け出制度を一つのきっかけとしてもらうというのはありかなというふうには思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

今も地縁団体の部分、届け出制度の中に入れたらどうだということです。

これ、例えば自治会なら、自治会は、四日市の場合は漏れておるところがあるのかもわかりませんが、790か800、700やったっけ。わかっておるわけですね。わかっていて、自治会を、例えば届け出の単位とすると、子ども会とか老人会と違って。自治会を単位とすると、先ほど言っていた決算書とかそういうのはいただくことにして、番号体系が1番からいくんかどうか知らんけれども、それはもう自動的に数字というのはつけられて、そういうような手続的な面からいうて、地縁団体の位置づけとしては、提出してもろうて審査するというようなところからは外すよというようなことはできるのではないかというような感じで僕は思っているわけですね。

これ、団体は自主団体、僕も自主団体だけれども、だから、計算書や事業計画ときちんととれば、1番、2番は余り問題にならん。それから、4、5、6も問題にならんので、そういうところの手間みたいなものというのは省いていってもいいのかなというような感じは個人的にはしていますけどね。それはええかどうかは別やけど、要は、自動的に自動採番、1番から700番まではもう自治会。800番からはNPOと。900番はとかそういうようなイメージで、ただし、ちゃんともらうものはもらうという、1回やってしまえば、また継続的にもらえばええだけなので、そういうような意味合いでの位置づけをすることができるのかなという感じは、それを何と言うのかようわからんですけど。

○ 川村高司委員

この届け出制についてという項目で、わざとドロップされているのかなとか思いながらも、届け出方法のところに書類審査、確認を行うというふうにはあるんですけど、必要事項が書いてあるかどうかの確認まではここまでしますよ。次に大事な実態の審査というか、届け出内容、本当にその団体がそこに存在しているのかも含めて、審査という工程が一番肝になるのかなと私は個人的には思っています、その難しさというか、あと、責任の所在であるとか、誰が審査するのかも含めてですけど、審査というのは必要なんだろうなと、やるなら。まだ私の心はここまで来ていないんですけど。

### ○ 杉浦 貴委員長

審査については外してある。外してあるというか、考えていない。要は、誰でも届け出ができるようにするだけ。だから、提案するか、委任契約に手を上げるか。提案制度のところへ提案していくか。そういう活動をしようと思っている人は届け出をしてください。

自治会はもう自動採番で、その次に委任契約上の問題でやるんやったら、その要件、資格要件と案件の審査というのが、担当の課が出してくる事業内容の中に全部きちっとうたわれているので、そこで判断できると。

それで、提案制度については、ここらへん、ちょっとすごいあれやと思うけど、提案制度については促進委員会、数はそんなに多くないと思いますけど、それについては促進委員会のほうへ、ごくわずかだけでも、案件審査と資格審査をしてもらう。どこかで案件審査をしないといけないのでというような感じで考えて、届け出制度のあれをしてありますので、ここに審査というのは出てこない。

ただし、受け付けは、行政のほうで要件に見合っているかどうかだけは形式審査はすると。そこでは見にいたりしない。書類審査みたいなのをするだけで、イメージ的には。

### ○ 芳野正英委員

ちょっとこれ、その前に理事者にお聞きしたいんですが、NPO法人も、県か何か年に1回報告するのを怠るとペナルティがあったんですけど。確か法律を改正しましたよね、これ。

(発言する者あり)

## ○ 芳野正英委員

いいです、いいです。

それで、確かに10年前ぐらいだと、僕も経験があるんですけど、NPO法人の事務所、団体懇談会をしようと思って回ったら、本当に笑い話ですけど、暴力団事務所にNPOがあったんですよ、10年前は。

本当に幽霊NPOがあったので問題になって、法律改正をして、届け出、そういったペナルティーをどんどんするようになったんですよ。これも、さっき届け出の取り消しを提案させていただいたのも、年に1回の公開のハードルというのを設けることで、結構不真面目な団体というものは入ってくる可能性があるんですけど、そこではじいていけるかなというふうに思っているんで、届け出というのは、ネットワークづくりとか、自分の活動を知らしめるというのがメインなので、届け出自体は、委員長がおっしゃるような形式審査でいいと思うんです。実質までなかなか、これ、逆にいうと審査しづらいのかなと。

ただ、やっぱり補助金の交付とか、市との協働事業に関しては、いい加減な団体ではできないので、そこはやっぱり実質審査になってくるのかなと思うのでハードルが上がるというレベルで考えていただくと、ここの届け出の部分を形式審査だけでええのかという確かに不安とか、不十分違うかというお気持ちもわかるんですが、あえてここは、僕は形式にして、ある程度自由にして、そのかわり情報公開としてホームページに公開するので、皆さん、ちゃんと報告だけはまめにしてくださいねという状態で置いておくという形にするのがいいのかなというふうには私は考えているんですけど。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

## ○ 川村高司委員

イメージ的には、ここに届け出の目的の中の1番のところ、相互のネットワークづくりやと書いてあるところで、相手がどういうところかもわからないところとネットワークづくりをして、後からなんやということは多分に考えられるというか、玉虫混交でいると。

そうすると、逆効果になりかねない。なので、うちは届け出をしているからというのが、ある意味、周りの人たちに対して公益性が高いというのを担保しているんですよというの

にイコールにならないことのほうが、抱え込むリスクは高くなってしまいうような。

なので、そこはきちっと公益性が高い。誰が見てもなるほどなという人たちしか届け出は受理されていないということでネットワークはどんどんどんどん広がっていくようには思うんですけど、そこに一つでも、表現は悪いですけど、不適切なものが入りまじっているだけで、そのネットワークづくりにネガティブな影響を与えてしまいうんではないかなと。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

この届け出制の対象のイメージというのは、皆さん、それぞれいろいろ団体に活動されておるとは思いますけど、私はサッカーチームでやっているわけですけど、自分でお金を払ってやっているわけやけれども、それが、例えば子供のために週に1回、どこかでサッカー教室を開いてやりましょうということになったと。それで、じゃ、何か適当な名前をつけて登録しようかと、ここへ。それで、決算、予算はやっているの、それで、適当に会則なんかもつくってあるので、それをコピーして持っていったらオッケーになるやろうと。

それで、実際にはようせんと。登録したけど、もうやめておこうかというふうになったら、ただ翌年出さないと思う。予算決算を出さずに、もう、また何年かしてやる気になったら、それはまた出してやろうとするというような、そんな感じを可能にするようなイメージであれをつくってあるという感じですよ。

## ○ 川村高司委員

あくまでも行政にかわって市民活動としてやっていただくのに、そういう軽いという表現が、そういうのでは困るというぐらいの重しというか、あくまでも市民に対しての公共サービスを担っていただくためには、1年単発で、軽い気持ちでとか、そういう心構えでは当然まずいんじゃないかとか、それは公共サービスを提供する側の職員側も、ふだんそういうのを心がけてやっていただいているとは思っているので、それを民間のとか、ほかの団体の人にかわってやっていただくに当たって、気まぐれのような団体では困るし、その辺はきちっと継続性とか、担保されるべきなのかなと、未来永劫。だから、本来、そもそもそれが市民団体に委ねるべきものなのか、その代用事業にもよるとは思うんですけども。

○ 杉浦 貴委員長

そこは、多分、僕は届け出制と登録制の違いで、当初登録制であったものを、やっぱり届け出制で下げてきたというのは、そういう軽い思いつきみたいな、でも市民活動として十分可能な活動みたいなものを拾えるかどうか。拾う必要はないよと。やっぱりがちっとした活動をする人だけをちゃんと拾うかという、そこやと思うんやけど。

○ 川村高司委員

なので、公金を補助、出す以上はきちっとした契約というかが当然必要になってくるので、責任の所在も含めて、団体の所在地も含めてということがきちっとしていないと契約は成り立たないですわね。

そうじゃなしに、普通の一般の方々にボランティアをやっていただくための条例案であれば、お金の話は一切省いて、本当に軽い気持ちでごみでも拾いましょうというのを促進するための条例やったら、もっとこういうのでどんどん届けていただいて、お金は一切絡んでなくて、そういう、本当に自分たちのことは自分たちでやりましょうよぐらいの協働条例づくりだったら、全然この届け出制でいいと思うんですけど、ちょっとその辺がやっぱり。

○ 杉浦 貴委員長

どっちかという、やっぱり登録制のほうがいいんじゃないかというような理解でええんやろうか。

○ 川村高司委員

そうですね。お金が動く以上は思いつきではまずい。

○ 杉浦 貴委員長

要はがちっとした団体じゃないとまずいんじゃないかということですね。

ありがとうございます。

○ 佐野市民文化部長

理事者の側から手を挙げてすみません。



議論がまた振り出しに戻ったような気がしています。

○ 杉浦 貴委員長

そんなことない、そんなことない。

○ 佐野市民文化部長

というのは、そもそもさつき委員長がおっしゃったように登録にするのか、届け出にするのかという中で、届け出したのは、川村さんがさつきおっしゃったように、広くごみ拾いでもする団体であっても、市民協働ということで、市民協働を広めましょうという意味で届け出ということにしたんだというふうに私は理解をしております。

それを受けて、先ほど委員長、副委員長と我々が突き合わせて、こんなことでどうやろうと考えた届け出制度という資料の3のほうの1の(1)の②ですけれども、そこで届け出をしていただいた市民団体の中で、さらにもう一つきついというか、それなりの条件を定めて、それを満たしたところには公金が流れますよというシステムにしてありますので、届け出の中では、それこそごみを拾う人も、それこそ何をしている人も、ドッジボールをしている人もみんな届けてもらって、その中で市が願う、また、市民のほうから手を挙げて提案していただく、いろんな形で、いわゆる公金を使ったそういう事業をすることについては、さらに再度審査があるというふうにお考えいただければ、何ら矛盾をしていないんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

いや、川村委員はそれをわかった上で言うてみえるので、きょう議論なもので、最終、まだまだいろんな考え方があると思いますので。

○ 芳野正英委員

恐らく川村委員と同じような思いを持ってみえるのは、この条例案を全議員にお示しをしたときに、また同じような議論に多分なると思うんです。それはもう、皆さんが、そういうお考えの皆さんというのはある程度あると思うんです。それは丁寧に説明をしていこ

うかなと思うんですけど、1点、今三重県がやっておる美し国興しのあの活動なんかでも、あれはパートナーグループというのがあって、もっと緩い届け出で、3人以上の人が三重県内に住んでおれば、自分らでパートナーグループをつくって、何とかグループというのをつくって、そこに、美し国のホームページに登録をすれば、そこで公表されるというのが、今、現に進行しておるわけですよ。そこは、本当に思いつきでぱっと行って、例えば、いろいろ活動が実を結んでおるものもあれば、2年ぐらい前に登録したパートナーグループ、今やいずこみたいな団体もやっぱりあるわけですよ、ケンカ別れしてしまったとかというので。

僕、当初から届け出制度を提案させてもらったときにそのことが念頭にあったので、川村委員がおっしゃるように、確かに、余りここで人をだましてみたいというよりは、思いつきの人たちというのは結構多いと思うんです。ただ、それも、思いつきやないか、本当に継続していけるのかということと切ってしまうと市民協働の芽が生えへんと思うんですね。

僕は、だからそういう部分でいうと、初め、本当の公益的な思いでぱっとやり始めたボランティアグループも、育つものもあれば育たないものもあるというようにいろんなものがあるのが市民協働の場なのかなと思っているので、確かにそこに対して違和感を覚えられるかもしれませんが、ここで届け出制度という部分にしたのは、確かにそのフィールドというのは、いろんな人が入り込んで混乱をさせたりとか、迷惑をかける団体というのが出てくる可能性もあるかもしれないんですが、そういう可能性もあるけれども、あえてそこを届け出制として緩く残しておくということが、僕は市民活動のスタートなのかなというふうに思っているんで、こういう形の提案をずっとさせていただいて、ただ、そういう、こちらから取り消しをするという、むちも持っておるよという姿勢は制度として担保しておけばいいのかなというふうに思います。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

今後どうやって議論が展開していくか、私はようわかりませんが、今は、届け出制でやるということで条例全体ができ上がっていますので、例えば登録制にしようよという結論が、もしここでもう一遍、当然お聞きしてやっていくつもりをしていますので、登録制にしようよというんやったら、1からもう一遍やり直しというふうにするだけの話で、

委員会もかえやなあかんし、いろんなどころ全部やりかえないともうだめなスタイルに僕はなっていると思っていますので、今言うてみえた審査の部分というのが、もう全く、例えば担保されていないということであつたらそれは大変なあれなんだけれども、何とか違う形で審査もできるのかなというふうに私自身は理解していますので、ほかの方も、どっちがいいということに、もとへ戻ったような議論になっていますけど、それは考えていただいて、やっぱり登録のほうがええということなら、そうやって言っていただきたいですし、いやいや、そんなもの届け出でええやないかということであれば、もうそれで進めていきたいと思いますので、もう忌憚のないところをお願いしたいと思います。

50分ぐらいでもうやめましょうか、45分。4時までには終わりたいなど。

○ 中村久雄委員

ちょっと委員長の話と違うんですけども、NPO法人、特定非営利活動団体で、中には暴力団の隠れみののだったりという部分もやっぱり心配している部分があると思うんですけども、私知らないので、特定非営利活動促進法というのが、そこで法人が所得していたら、この2番の中の要件は全部満たしている状況になるんですかね。

○ 杉浦 貴委員長

行政の方、市民文化部。オーケーと違うんやろうか。

○ 山下市民生活課長

人数が、そういう特定上、何人以上というのがあつたか、ちょっと……。

(発言する者あり)

○ 山下市民生活課長

そうですね、ごめんなさい、10人以上ということですね。

○ 中村久雄委員

ただ、公益性というのがどうなんやろうな。公益性といたら、もう範囲が広がるので、あれやろうけど。

○ 山下市民生活課長

公益性、非営利法人ということになれば、非営利で、要するに営業関係なく、度外視して何か活動をされるということで、大きく意味でいうともう公益性というふうに捉えていいのではないかなというふうには思いますけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 中村久雄委員

というので、非営利でもいろいろ事業の中での給料とか、そういう部分は全然入れているいいんですから、ただ利益を出さないという部分なので、僕、気になっているのは、1番の部分が、反社会的じゃないわ、そういうちょっと余り好ましくない団体がNPOになったときに、ましてや市の、四日市に届け出をしますよと。もう四日市に届けた私はNPO法人ですよというふうになったら、また余計、市民に対する信用度は高まってくるので、その辺もうちょっとそういうことも、スクリーンにかけられる要件が必要かなというふうなことを感じるんですけども、それをかければ余り、届け出や登録という話もありましたけれども、届け出はできますよと。どういう団体でどういう方でもできますよという部分でいけるんじゃないかなというふうなことを感じるんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

確かに事例に出されている暴力団、僕もちょっと事例を出したのであれだったんですけど、がNPOを取得したというのは10年前の話で、法律改正をして、なかなかそういう、昔は外部団体としてNPO法人格でもとっておくかみたいな、解体業者の中にNPO法人があったというのも10年以上前の話ではあったんですけど、今は法律も改正して厳しくなっているんで、くくりがなくなってきたはいると思います、NPOに関しては。

ただ、確かに②の任意団体というのが、これは法律の縛りがないので、会則、事業計画、

予算も、例えば、ある程度形だけ整えて出すという可能性もありますよね。ただそれを、じゃ、どう実質審査まで踏み込めるかとなると、これ、かなり大変になってくるのかなと。例えば、会則で住所が書いてあれば、その住所の場所まで行って、どういう場所なのか確認していくとか、そういうことまで一つ一つ踏み込んでやっていけるのか。しかも、やる意義があるのかという、私はそこまではないのかなというふうに思うので、これは多分、市民活動、協働の中での一番ここ、論点だと思うんですよ。こういう部分で届け出をするなりして市が一覧を出すときに、どんな団体が入ってくるかもわからないので、本当にいいのかというチェックの部分というのが非常に難しいと思うんですけど、逆にいうと、これは形式審査で、形だけですと。確かにネットワークづくりを相互にするための名簿なんですけど、そのときの各団体とのやりとりは、おのおのの団体が責任を負うことになるわけですよ。そういう形の場に持っていかないと、市が実質審査に踏み込むと、逆に市が責任をとらされるので、もし負担が、いろんな問題が生じたときに。そういう部分で形式審査にしておく。ただし、その場というのは、これ、自己責任ですよ。これは日常の場でも同じことなので、そういう形でやっていくほうがいいのではないのかなというふうに思うんですけど。

○ 中村久雄委員

今、芳野さん、10年前の話やと言いましたけど、私、きょうかきのう、新聞でこのような記事が載っておったような記憶があるんですけども。

○ 杉浦 貴委員長

いただきましたね、コピーを。

○ 中村久雄委員

だから、今、促進法でいろいろ法人格の所得が厳しくなっているという部分、一回資料でどこかでいただいて、そういう部分をクリアした上でそういう不必要な団体の届け出、市が届け出を受理したという部分で信用にならないような、その事業所の信用度を高めることにならないような、確かにネットワーク、お互いのことなんやけど、やはりそこで市民がだまされやすいという、それは、だまされやんように僕たちはそういう条例をつかっていきたいので、その辺の確認だけしたいなというふうに思います。

○ 杉浦 貴委員長

どんな資料というか。

○ 中村久雄委員

資料というか、別にネットで調べて出ますからね。特定非営利活動法というやつ。

○ 杉浦 貴委員長

これですよ、いただいたNPO隠れみのみたいな。僕もいただいていたけど、これ。

要は、わからんと。要は普通の人では、気がついたときにはもうやられているみたいな状態なのかなと。

それをもし、この届け出制のところの審査か、案件審査でやるかどうかはわかりませんが、それを全部きちっと排除するという、実態的に。文言は入れてもいいと思うんですけど、実態的にやろうと思うと相当、そうやでなっても仕方がないというつもりはありませんけど、どういう防ぐ手だてがあるのかというのは非常に。もしわかれば教えていただきたい。

○ 中村久雄委員

後で適格審査というのが議論されていますけれども、やはりこうことに当てはまっていないから適格ですよということが、もうその届け出をしたときは隠れみのになってわからないこともあるかと思うんですけれども、後で実態を把握したときに適格審査で落としやすいような、やはりこういう部分が必要ですと。公益性で、ちょっと言葉は思い浮かびませんが、そういう特定非営利法人や活動団体にそういう方が、後で適格というのができるような形や、初めからうたい込んで、ああ、俺らはこれはちょっと無理やなと言う部分であったり、そういうハードルが必要かなと思います。

○ 杉浦 貴委員長

ということは、届け出の要件をもう少し、これ、6項目ですけど、例えば10項目ぐらいにふやして、いろんな、中身を少し強目にして、バーとしては高くするとかいうようなこ

とをしたほうがいいんじゃないかということですかね。

要は、クリアするハードルを高くするというような意味なんですかね。

○ 中村久雄委員

一般の善良な人のハードルを高くしようとは考えていないんですけど、そういう抜け道でいけないようなところを押さえていくようなことが必要じゃないかなと。

そのためには、非営利活動促進法をちょっと確認しなければ今のところは何とも言えないですけども。

○ 杉浦 貴委員長

それを見ながら。わかりました。ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

そういう法的な抜け道はあるので、それはきちんとチェックして、それこそ法的に改正をしていかないかと思うんですけど、この届け出制そのものの感覚として、もとは地縁団体をどうするかという話の中で登録から届け出制にした経緯があると思うんですけども、そういう経緯を踏まえて、あえて届け出目的の(1)の②で、事業、補助金等のお金が絡むと、次のまた審査があるということもうたい込めであるとする、届け出要件の②のところ、項目が例えば10個になってもそんなに、結局適当につくった数字なり、上げてしまえば終わりというところがあるので、ある意味届け出なので、それで市が何か公認しましたよという意味合いは全くないんだろうと思っておるんですけど、この届け出に関しては。今後何かをするきっかけづくり、手を挙げるレベルなのかなというイメージは思っておるんですけども、この予算のどうのこうのになったときにやはり厳重な審査があるというハードルがあるので、なるべく、当然地縁団体も手を挙げれば、はい、どうぞですし、いろんな団体に関しても、例えばここに上げていただいている項目、基本的には、普通の団体であればクリアする項目だと思いますので、そんなような意味合いでずっと議論をさせてもらっておったという思いもありますね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

これ、やっぱり届け出なので、ここに書いてある名簿の公開、あるじゃないですか。これについては、届け出をしている人をオープンにしますというだけなんです。

#### ○ 中村久雄委員

私が心配しているのは、だから、NPO法人という法人格を持っただけで、非営利団体で、その人たちは社会的なことをやっておるんやというふうなことが隠れみのになっておるんですよ。その中で、四日市に届け出をした公認のNPO団体ですと、また箔をつけるのはちょっと防ぎたいなという部分で何かいいところがないかなと思うんです。

だから、促進法で調べてみて、促進法でそれ以上のことが何もできやんやということがわかればそれでいいだろうし、もっとスクリーンにかける部分ができるんやったらそこで、これで、促進条例で四日市が箔をつけることはないなというふうに思います。

だから、積み残していただいたら僕はありがたいですけど。

#### ○ 杉浦 貴委員長

もうこれ、きょうは結論は出ませんので、このあたりで終えたいと思いますけど、促進法、これの中身、また調べまして出させていたいただきたいと思います。

今、この委員会では、一応届け出制を前提に議論を行っているという認識でいいというふうに私は思っていますし、もし届け出制でいくことについて意義があるということでしたら、また次回、何も、もし登録制でいくのであれば、もう一遍一からやり直したらええだけの話なので、その時間は幾らでもありますので、皆さんの意見も聞きながらやってきたいと思いますが、今のところ届け出制でいくということで考えていきたいと思っていますので、次回につなぎたいと思います。またよろしく願いをいたしたいと思っています。

それで、今後の日程について、そこには1月30日だけ書いてあるんですかね。1月15日はいかがでしょうか。1月30日と1月15日、1時半から。ぜひともお願いしたい。だめ。

#### ○ 小林博次委員

何曜日。

#### ○ 杉浦 貴委員長

火曜日。1時半から、15日。それと1月30日の10時から。



あの方、何とかよろしいでしょうかね。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

そうしたら、1月15日……。

○ 樋口博己委員

きょうの整理された条例もありますもので、委員長からちょっと。

○ 杉浦 貴委員長

全部書いて最新版を出させていただきますので。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

事前に出させてもろうたらよろしいな。

○ 樋口博己委員

もしできるのであれば。

○ 杉浦 貴委員長

ちょっとお時間をいただいて、15日までに出すと。わかりました。

そうしたら、えらい長いことありがとうございました。また次回もいろんなことで意見を戦わせたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

15 : 56 閉議